

令和6年5月17日

京都司法書士会

会長 山本拓生

### 相続登記の申請義務化についての会長声明

4月1日、いよいよ相続登記の申請義務化がスタートしました。相続人となった者は、不動産を相続で取得したことを知った時から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になりました。

理由として、所有者が亡くなっているにもかかわらず相続登記がなされないことによって、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や民間取引、公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題化していることが挙げられます。府民の皆様におかれましては、罰則（過料・行政上のペナルティ）があるから相続登記をするというのではなく、あくまでご自身のため、お子様のため、遺されたご家族全員のためにきちんと登記をしていただきますようお願いいたします。

ご注意いただきたいのが、義務化に乗じて法務局や司法書士を騙る詐欺行為です。少しでも怪しいと思ったら迷わず京都司法書士会の無料相談をご利用ください。また、専門家でもないのに手続代行を騙る悪質業者にもご注意ください。

我々司法書士は、相続手続の専門家です、司法書士は法に定められた使命や職責、高度な倫理規程である「司法書士行為規範」を基礎として、日々執務をしております。いわば府民の皆様に対する品質保証だと考えています。

相続の際には、安心して司法書士にご相談ください。